

文京区立中学校部活動地域展開等に関する検討会議設置要綱

2023文教教第2347号令和6年3月7日教育長決定
改正 2025文教教第2506号令和8年2月16日教育長決定

(設置)

第1条 文京区の中学校部活動の地域展開等のあり方等を総合的に検討することを目的とし、「文京区立中学校部活動地域展開等検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 文京区の中学校部活動の地域展開等のあり方について
- (2) 中学校部活動の地域展開等の推進に必要な事項
- (3) 中学校部活動の地域展開等に向けた諸事業における取組評価
- (4) その他、必要な事項

(構成)

第3条 検討会議は、委員長及び別表に掲げる者につき教育長が委嘱又は任命する委員により構成する。

2 委員長は、検討会議において互選する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員の辞任等によって新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員長は、検討会議を招集し会務を総理する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、文京区教育委員会教育施策推進担当課長が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

学識経験者 1人	
文京区立中学校長会代表 2人	
文京区小学校PTA連合会代表 1人	
文京区中学校PTA連合会代表 1人	
区 職 員	教育推進部長
	アカデミー推進部アカデミー推進課長
	アカデミー推進部スポーツ振興課長
	教育推進部教育総務課長
	教育推進部学校施設課長
	教育推進部教育指導課長
	教育推進部教育施策推進担当課長